

令和3年関川村議会11月（第11回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

令和3年11月24日（水曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第67号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 4 議案第68号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例
 - 第 5 議案第69号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議案第70号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第71号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例
 - 第 8 議員派遣
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第67号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 4 議案第68号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例
 - 第 5 議案第69号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議案第70号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第71号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例
 - 第 8 議員派遣
-

○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	平	田		広	君

9 番 伝 信 男 君

1 0 番 菅 原 修 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤	弘 君
副 村 長	角	幸 治 君
総務政策課長	野 本	誠 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	熊 谷	吉 則
主 幹	渡 辺	め ぐ 美

午前１０時００分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和３年関川村議会11月（第11回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第１、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、５番、小澤 仁さん、６番、加藤和泰さんを指名します。

日程第２、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第２、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第９項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和３年９月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第３、議案第６７号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第３、議案第67号 関川村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

本日、提案いたします５議案は、いずれも新潟県の人事委員会勧告に倣い、職員等の期末手当について、県に準じた改正を行うものでございます。

まず、議案第67号は、関川村一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。詳細は、総務政策課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、ご説明させていただきます。

まず初めに、今回の期末手当の支給率の変更でございます。引下げということでございますけれども、人事院は、民間給与の実態を反映いたしまして、国家公務員の期末手当を引き下げるように勧告しております。また、新潟県の人事委員会でも、引下げ勧告が出されているということでございます。これらを受けまして、村では、引き下げの幅、引き下げの時期につきまして、県に準じるということで、この度、条例を改正するものでございます。

議案の説明に入ります前に、お手元に別紙でお配りさせていただいておりますが、まず全体像を説明させていただきたいと思います。一番上の村議会議員特別職、特定任期付職員でございますが、3年度期末手当、6月期分はもう支給済みでございます。12月期分につきまして、今まで1.65だったものを、1.60ということでマイナス0.05ということでございます。何月分という表現であります。合計で3.25月ということになります。4年度からは、この合計3.25を6月と12月、同じ率にするということで、1.625ずつということになります。

一般職員でございますが、勤勉手当につきましては、据置きです。期末手当は、3年度12月期分は、マイナス1.0ということで、1.175に改定をいたします。合計で2.45月ということになります。4年度からは、6月、12月同じ率にするということで、1.225と改定でございます。

再任用職員でございますが、令和3年度12月期分、マイナス0.05ということで0.65に改定でございます。合計で1.35月、4年度からは0.675月分ずつということになります。

会計年度任用職員については、据置きということで、改定はございません。

それでは改めまして、議案第67号をご覧いただきたいと思います。

新旧対照表でございますが、右側が改正前、左側が改正後となっております。

第1条でございますが、こちらのほうは何月分という表現ではなくて、100分の幾らということになっておりますけれども、改正後のほう、100分の5のマイナスということで、100分の160にするということでございます。

それから2ページ目であります。第2条です。第2条、附則のほうに第2条の規定は令和4年4月1日から施行するというふうになっておりまして、第2条につきましては、令和4年度分からということになります。改正後で、100分の162.5とするというふうな改定でございます。

なお、この条例に該当する職員は、今のところいないということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第67号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第68号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第4、議案第68号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第68号は、関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。詳細について、総務政策課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(野本 誠君) それでは、議案第68号でございますが、村議会議員さんの期末手当の関係でございます。

第1条、左側、改正後でございますが、100分の5をマイナスいたしまして100分の160ということでございます。

それから2ページ目ご覧いただきたいと思います。

第2条、こちらのほうも不足にありますとおり、令和4年度からの施行でございます。期末手当100分の162.5に改正をするということでございます。

以上でございます。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第69号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長(渡邊秀雄君) 日程第5、議案第69号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第69号は、関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。詳細を総務政策課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(野本 誠君) 議案第69号でございます。特別職の期末手当でございます。こちらは、先ほどの議案と同じく、村議会議員さんの支給率と同じというふうになっております。

第1条、改正後でございますが、100分の160ということで、100分の5をマイナスということになっております。

2ページ目、第2条です。令和4年度からの施行で、改正後100分の162.5というふうに改定でございます。説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第69号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第70号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、議案第70号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第70号は、関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。詳細を総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 議案第70号でございます。一般職員の期末手当です。第16条の第2項でございますが、100分の10マイナスとなりまして、100分の117.5、それから第3項では、再任用職員でございますが、100分の5マイナスいたしまして、100分の65に改正でございます。

それから、第2条、2ページ目をご覧いただきたいと思います。令和4年4月1日からの施行でございます。第16条の第2項で一般職員の期末手当100分の122.5、それから第3項で、再任用職員100分の67.5それぞれ改正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。冒頭村長から議案の説明があったように、人事院勧告に伴い、国、県の並びだという話は重々理解はできます。ただ、昨今、村の職員採用に関して、地元の応募がない状況、県内を見ても関川村の職員の水準が決して高くないという状況があります。今回の勧告に従い、期末手当の月数の変更というのは、全然、了承はしておるんですが、今後、村長のほうで、村の職員の基本を含めた賃金、それから期末手当について、どのようにお考えなさっているのかというのを、ちょっと、お話伺ってよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 村の職員の給与というのは、考え方2つありまして、同一業務同一賃金といましようか、例えば、東京都の職員であっても村の職員であっても、やっている仕事は同じところがあるんだから、給与も一緒じゃないかという考え方もあります。

一方で、現実的に民間の給与格差というのはあります。関川村の一般企業の給与水準と、村の役場の給与水準は清くしなければなりません。国は人事院で全国的な調査をして、民間に妥当な水準を決定し、調べ、それに合わせた国家公務員の給与を設定しているわけですし、県は県で、人事委員会が県の給与をサンプリングする中で、給与水準を決めております。残念ながら、多くの市町村は、そういった機能を持っておりませんので、基本的には県に準じた改正をするのが妥当だろうという考えです。従いまして、給与水準についても期末手当等についても、基本的にはその変動に応じて、準じた扱いをするということだと思っています。

ただ、現実を見ますと、関川村の職員の給与は、一般の市町村と比べて低い状況だとは認識しておりますが、なかなか難しいのは、じゃあ、民間企業が関川村の給与水準と、ほかの市町村の給与水準はどうなのかと、そこはなかなか難しいところもあるので、今、直ちに職員の給与をどうこうするという考えはありませんが、十分、その辺の給与の在り方については、私も頭の中で言及をしていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。全く、おっしゃるの、もっともだなと思いますし、財政面から見ても悩ましいところなんだなというところは理解もできます。ただ、今、村の動きとして加藤村長の意向から、今、村をこういうふうにやっていこうという考えを、そのまま職員におろしたときに、今までの仕事内容よりも、かなり高度なもの、それから、かなり難しいものというのがどんどん増えてくるように、私、感じております。どこで、やっぱり、職員になる魅力を出さかな、仕事のやりがいだとか働きがいだとか、地元愛だとかというのは、もちろん必要になってくると思うんですけど、やはり、賃金、報酬というのは、生活する糧であると同時に、その人間の評

価につながるものだと思いますので、今後、村長にはその辺をご考慮いただきながら、魅力のある職員づくりの一環として、お考えをいただければと思います。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第71号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、議案第71号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第71号は、関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。詳細は、総務政策課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 議案第71号でございます。会計年度任用職員の関係であります、会計年度任用職員の期末手当は据置でございます。このたび改正いたしますのは、引用しております一般職員の給与条例が改正されるため、関係条文を改正すると、整理するというものでございます。なお、フルタイムとパートタイム2本立てになっておりますけれども、現在のところ、フルタイムの会計年度任用職員はおりません。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議員派遣

○議長(渡邊秀雄君) 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたと思います。なお、変更があった場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。5番小澤 仁さん。

○5番(小澤 仁君) 異議ではないんですけれども、11月25日の総合審議委員会との懇談会を議員派遣にする根拠を教えてください。

○議長(渡邊秀雄君) 議員派遣にする根拠。

○5番(小澤 仁君) 根拠。

○議長(渡邊秀雄君) ちょっと休憩させてください。

午前10時21分 休 憩

午前10時23分 再 開

○議長(渡邊秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの小澤さんの質問ですが、広報委員会が主催でやるんですけど、広報委員以外にも出席

をお願いしたいということで議員派遣にいたしました。

5 番小澤さん。

○5 番（小澤 仁君） ちょっと、よく理解できません。

○議長（渡邊秀雄君） 広報委員会が……。

○5 番（小澤 仁君） 委員会主催ですよ、議長。委員は当然、それ、活動になるんだけど、今までも産建委員会の主催で何かあるときに、ほかの委員からも参加が自由になって、参加していたというケースはありますし、あと、議員派遣にする根拠が、ちょっとよく分かりません。

○議長（渡邊秀雄君） 広報委員会の、今回、モニター制度をつくるということが初めての取組になりますね。それで……。小澤さん。

○5 番（小澤 仁君） 議会モニター制度と今回の総合審議会との懇談会ってまるきり別物だと思うんですけど。

○議長（渡邊秀雄君） ちょっと休憩します。

午前 10 時 25 分 休 憩

午前 10 時 28 分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

よろしいですか。関川村議会の議員派遣に係る判断基準というところで、議員全員を対象とした議員研修会等に、議長が出席する場合は、議会を代表しての権利行使とは考え難いことから、議員派遣の手続が必要だということと、例として、議会広報委員等の視察等についても議員派遣の対象となるということで、これが理由ということで出させていただきました。

5 番小澤さん。

○5 番（小澤 仁君） 5 番、小澤です。無理くり理由をつけるのはどうにでもなると思いますが、役場庁舎内で行われる議員活動を、議員派遣にするというのも、ちょっとどうかなと。完全に私、納得しているわけではありませんし、何でもかんでも議員派遣にして出ているというところの意見も、いろんな議員さんから出ていますので、少し、議員派遣の在り方について、また後刻、ゆっくり皆さんとお話をしたいと思います。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前 10 時 30 分 散 会